

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による都市計画事業の変更認可及び同法第62条第1項の規定による図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項及び第66条の規定により、次のとおり公告し、当該図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年4月24日

千曲市長 小川 修一



- 1 都市計画事業の種類及び名称
千曲都市計画下水道事業 千曲市公共下水道
- 2 施行者の名称
千曲市
- 3 事業所の所在地
千曲市杭瀬下二丁目1番地
- 4 事業施行期間
自 平成 4年 3月 2日
至 令和10年 3月 31日
- 5 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
更埴市の平成4年長野県告示第153号、平成7年長野県告示第686号、平成9年長野県告示第246号、平成10年長野県告示第166号及び平成12年長野県告示第28号及び平成14年長野県告示第602号、戸倉町の平成5年長野県

告示第 133 号、平成 10 年長野県告示第 167 号、平成 12 年長野県告示第 334 号及び平成 14 年長野県告示第 258 号、上山田町の平成 5 年長野県告示第 717 号、平成 7 年長野県告示第 464 号、平成 9 年長野県告示第 18 号、平成 10 年長野県告示第 418 号、平成 12 年長野県告示第 159 号、平成 13 年長野県告示第 540 号の事業地、千曲市の平成 16 年長野県告示第 638 号、平成 22 年長野県告示第 7 号、平成 26 年長野県告示第 97 号及び平成 30 年長野県告示第 267 号の事業地に大字雨宮字起返北ノ割、字起返中ノ割、大字八幡字中川原、大字千本柳字向川原、大字倉科字北の入、字坂山、字牛活、字北山、字古屋、字満上、字鳶の巣、字竹尾、字大峡、字石杭、字清水尻、字鳥居町、字下久称、字矢の口、字原、字田端、字北棄水、字南棄水及び大字生萱字東湯沢の各一部を追加する。

6 縦覧場所

千曲市役所建設部上下水道課